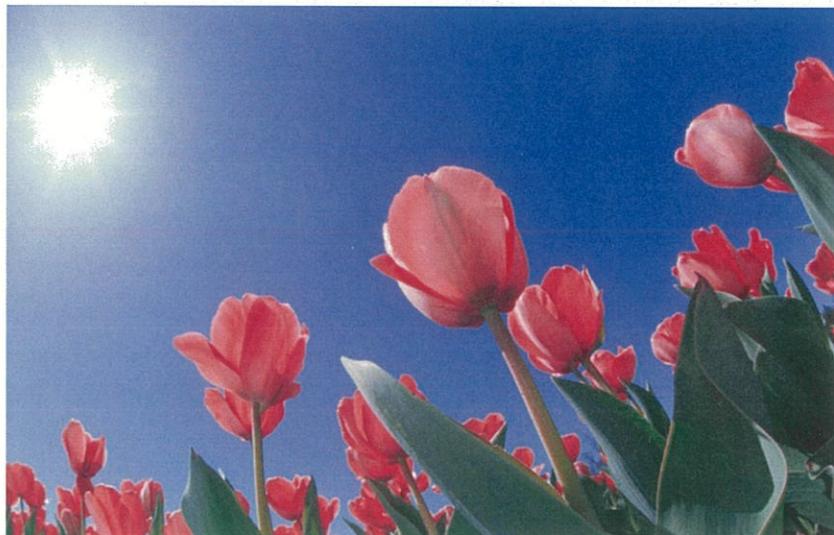


せいかつほご そうだん
生活保護を相談されるかたへ



ひえづそんふくしじむしょ
日吉津村福祉事務所

〒689-3553

とっとりけんさいはくぐんひえづそんおおあざひえづ
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15

電 話 (0859) 27-5952

ファクシミリ (0859) 27-0903

※暴力団員のかたや暴力団員と同じ家に住んで生活をともにしているかたなどに対して
は、急迫した状態である場合を除いて生活保護を適用しません。また、保護を受けてい
る間に暴力団員であることがわかった場合にも生活保護が廃止されることがあります。

1

生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、国民の基本的人権の一つ、生存権を保障する国の制度です。

生活保護は、国の責任で最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的にしています。

私たちはだれでも病気になったり、失業したり、その他いろいろな事情で生活が苦しくなり、努力してもなおどうにもならないときがあります。

こんなとき、あなたの世帯の生活を援助し、再び自立できるようにお手伝いするのがこの制度です。

生活保護は、次のような要件を満たしても、最低生活が維持できないときに適用されます。

- ・活用できる資産（不動産、預貯金、生命保険、自動車など）、収入は、すべて活用すること。

- ・働く能力があるかたは、その能力に応じて働くこと。

- ・他の法律、制度など、その他あらゆるものを活用すること。

なお、親子、兄弟などからの援助は保護に優先します。

2

生活保護の決め方

最低生活費や収入は、世帯ごとに計算されます。

原則として、同居しているかたが親族であれ、他人であれ、同じ家に住み生活をともにしているかたの集まりを世帯として取り扱います。

最低生活費（主なもの）

生活費	住宅費	教育費	介護費	医療費
飲食費 被服費 光熱水費など	家賃 間代 地代など	義務教育に必要な教材費、 給食費、通学費など	介護サービスの費用	医療費など

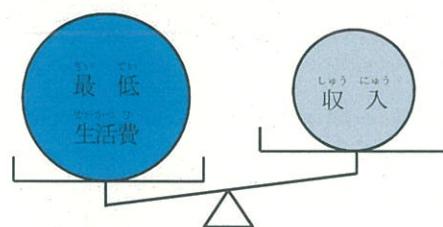
収入

就労収入 (勤労収入、農業収入、自営業収入など)	年金、恩給、各種手当の収入	親子、兄弟などからの金銭や食料などの援助による収入	土地や建物などを貸した収入、小作料など	土地、建物などを売った収入、預貯金、保険金など、その他の収入
-----------------------------	---------------	---------------------------	---------------------	--------------------------------

〈例1〉 収入が最低生活費を下回るとき

○ 生活保護が受けられます。

生活費	住宅費	教育費	介護費	医療費
収入	生活保護から給付			

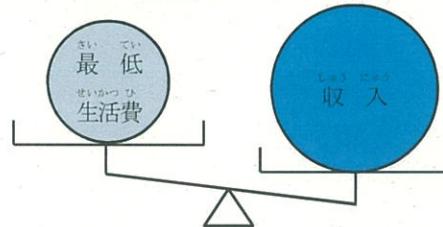


また、最低生活費と収入とを比較して、その不足分が生活保護から給付されます。

〈例2〉 収入が最低生活費を上回るとき

○ 生活保護は受けられません。

生活費	住宅費	教育費	介護費	医療費
収入	入			



※ 生活保護は、あなたや親子、兄弟などの扶養義務者のかた、またはその他の同居の親族のかたからの申請に基づいて行われます。

なお、緊急の場合には、申請がなくても生活保護が適用されます。

※ 詳しい相談は地域の民生児童委員、お住まいの町村の役場福祉担当課、または福祉事務所へ、気軽におたずねください。

なお、あなたの世帯の秘密は、堅く守りますので御安心ください。

お問い合わせ

日吉津村役場 福祉事務所

〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15

電話 (0859) 27-5952/ファクシミリ (0859) 27-0903

3

生活保護Q&A

Q1 : 介護費だけ、あるいは医療費だけを、生活保護で援助してもらうことはできないでしょうか。

A1 : 介護費だけ、あるいは医療費だけを対象にして、生活保護を適用することはありません。あなたの世帯の最低生活費と収入を比較して、生活保護が必要かどうか判定します。
収入は、生活費、住宅費、教育費、介護費、医療費の順に充て、介護費や医療費がまかなえない場合に、結果として介護費のみ、あるいは医療費のみ生活保護を適用する場合があります。

Q2 : 田や畠を持っていると、生活保護は受けられないのでしょうか。

A2 : 田や畠を耕作して、最低生活の維持のために活用されている場合は、田や畠を持っていても生活保護は受けられます。しかし、耕作するよりも、売却する方の価値がかなり大きい場合や、地域の平均を上回る面積などの場合、売却を指示することがあります。福祉事務所とよく相談してください。

Q3 : 預貯金があったり、生命保険に加入していると、生活保護は受けられないのでしょうか

A3 : 預貯金は、あなたの世帯の資産ですから、収入として取り扱います。生命保険は、解約返戻金相当額があなたの世帯の資産ですので、解約して解約返戻金を最低生活の維持のために活用していただくのが原則です。ただし、解約返戻金相当額が少額の場合などは、継続加入を認めることができます。福祉事務所とよく相談してください。

Q4 : 自動車をもっていると、生活保護は受けられないと聞きましたが。

A4 : 生活保護では、原則として自動車を保有、あるいは使用することは認められません。しかし、地理的条件などの悪いところに住んでいるかたが、通勤に使用する場合、あるいは障害のあるかたが通勤・通院などに使用する場合で、維持費が他の援助によってまかなわれる場合などに、例外的に認められることもあります。